

## 「福岡県多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」業務委託 提案公募要領

この提案説明書は、「福岡県多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」業務に係る提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は、以下の事項を踏まえ、提案書を提出するものとする。

なお、本公募は、令和5年度の当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、当初予算成立前に公募を行うものであり、当初予算の内容によっては、今後、内容等が変更になることがある。

### 1 委託事業概要

#### (1) 業務名

福岡県多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業

#### (2) 業務仕様

別紙「公募仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

#### (4) 予算上限額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

10,000千円（予定）

### 2 提案参加資格

次の(1)から(4)までの要件（グループで参加する場合は(1)から(5)までの要件）が備わっている必要がある。

(1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

(2) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。

(3) 次の(ア)～(キ)のいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までに(ア)～(キ)のいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

(ウ) 福岡県が行う物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

(オ) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

(カ) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。

(4) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること。

※契約保証金（又は担保）…契約金額の100分の10以上

※県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する

(5) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

### 3 スケジュール

令和5年3月23日(木)	「質問書」提出〆切
4月6日(木)	「企画提案公募参加申請書」提出〆切
4月17日(月)	「企画提案書」提出〆切
4月20日(木)	「参加辞退届」提出〆切
4月24日(月)頃	選定委員会によるプレゼンテーション審査

### 4 質問について

本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」(様式1号)に必要な事項を記入のうえ、下記により提出すること。

#### (1) 提出期限

令和5年3月23日(木) 17時まで(※必着)

#### (2) 提出方法

メール(アドレス: ukeirekankyou@pref.fukuoka.lg.jp)により、「質問書」(様式1号)を送信した後、受信確認のための電話をすること(TEL: 092-643-3456)。

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、福岡県ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対して個別に回答する。

### 5 「企画提案公募参加申請書」の提出について

企画提案公募に参加する場合は、「企画提案公募参加申請書」(様式2号)に必要な事項を記入のうえ、下記により提出すること。

#### (1) 提出期限

令和5年4月6日(木) 17時まで(※必着)

#### (2) 提出方法

メール(ukeirekankyou@pref.fukuoka.lg.jp)により、「企画提案公募参加申請書」(様式2号)を送信した後、受信確認のための電話をすること(TEL: 092-643-3456)。

### 6 企画提案書類の提出について

#### (1) 提出書類および提出部数

下記(2)に定める期限までに下表の書類一式を提出すること(郵送も可能だが、提出期限までに必着すること)。原則A4サイズ(片面)とするが、図表の都合上、一部用紙サイズを変更しても差し支えない。

	提出書類(提出部数)	備考
1	提出書(1部)	・様式3号
2	企画提案書(8部)	様式任意(A4サイズ・片面印刷) ・左記(1)～(3)を盛り込むこと。 ・「(2)事業内容」については、仕様書に基づき、出来る限り具体的に提案すること。 ・20ページ以内とすること。
	(1) 業務実施体制・スケジュール	
	(2) 事業内容	
	(3) 過去の事業実績	
3	見積書(8部)	任意様式
4	会社概要(8部)	・様式4号
	会社概要補足資料(8部)	・任意(パンフレット等で可)
	グループ構成表(8部)	・様式5号。必要な場合のみ。

#### (2) 提出期限

令和5年4月17日(月) 17時まで(※必着)

(3) 提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県商工部観光局観光政策課観光産業係（福岡県庁北棟7階）

(4) 留意事項

- ・メール、FAXによる提出は受け付けない。
- ・郵送により提出する場合は提出期限までに必着することとし、発送後に電話またはメールでその旨報告すること。
- ・提出された企画提案書類は当該業務の委託先の選定のみを使用する。
- ・企画提案書類の作成に要した費用等は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- ・提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき原則として開示する。

7 提案の辞退

「企画提案公募参加申請書」（様式1号）及び企画提案書類の提出後に参加を辞退する場合は、令和5年4月20日（木）正午までに「参加辞退届」（様式6号）を、上記6（3）まで提出すること。

8 提案の評価及び選定

(1) 選定委員会による審査

応募のあった企画提案書について、選定委員会において、企画提案書の内容を総合的に審査し、評価をしたうえで、委託契約候補者を選定する。

なお、提案書の内容については、本事業の企画提案参加者が多数の場合は、選定委員会事務局（観光政策課）において下記（2）の審査基準により企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う予定者を選定する。

また、プレゼンテーション審査は4月24日（月）頃に行う。詳細については、提案締め切り後、通知する。

(2) 審査基準

審査は下表に示す評価項目により採点し、委員会委員の合計点数が最も高い提案事業者を受託事業候補者とする。合計点数が同点となった場合は、委員会の協議により選定する。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を越えたときは受託事業候補者として選定する。

評価対象項目	配点
<b>1 業務実施体制・スケジュール</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業遂行のために必要な実施体制がとれているか。</li><li>・業務実施スケジュールを適切かつ具体的に設定しているか。</li><li>・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか。</li></ul>	20点
<b>2 実施内容</b> <b>(1) 食の多様性普及・啓発のための研修会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・食の多様性の普及・啓発に効果的であるとともに、飲食店や宿泊施設が求めるテーマ・内容になっているか。</li><li>・起用する講師は、設定されたテーマ・内容に関する知見及び研修の実績を有しているか。</li><li>・多くの事業者の研修会参加を促すため、開催方法や募集方法に工夫があるか。</li></ul>	25点

<b>(2) メニュー開発に向けた個別支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起用するアドバイザーは、食の多様性に対応した飲食店メニューの開発や店舗へのアドバイスに関する知見及び実績を有しているか。</li> <li>・多様な食文化を有する外国人旅行者の誘客につながる支援内容となっているか。</li> <li>・多くの事業者支援の活用を促すため、募集方法に工夫があるか。</li> </ul>	25 点
<b>(3) 横展開</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事業者の参考となるよう事業成果を展開するために効果的な内容か。</li> </ul>	10 点
<b>3 独自提案事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。</li> </ul>	10 点
<b>4 業務実績</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に類似の業務実績があり、経験豊富であるか。</li> </ul>	5 点
<b>5 見積価格の効率性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の内訳が効率的な見積もりとなっているか。</li> </ul>	5 点
<b>合計</b>	<b>100 点</b>

### (3) 結果の連絡

プレゼンテーション審査の翌々営業日を目途にすべての提案者に対し選定結果を通知する。  
なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 9 留意事項

- (1) 本提案の評価は、提案者の企画力等を評価するために行うものであり、企画提案書類に記載された業務内容のすべてを了承するものではない。
- (2) 本業務委託に係る成果物は、すべて福岡県に帰属するものとする。

## 10 その他

- (1) 選定委員会により選出された事業受託候補者と県で、契約内容及び業務仕様書の内容を協議し、業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、委託契約を締結する。  
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 契約事業者は、委託契約に先立ち、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付する必要がある。  
なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、全額返還する。  
また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録業者であり過去2年間以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。
- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。  
ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

## 11 問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課観光産業係

担 当：小西、田中

住 所：〒812-8577 福岡県福岡市博多東区東公園7-7

電 話：092-643-3456

F A X：092-643-3431

メール：ukeirekanky@pref.fukuoka.lg.jp